

# 全日本音楽教育研究会高等学校部会会則

## 第1章 目 的

第1条 本会は、高等学校音楽教育に関する研究を推進し、わが国音楽教育の向上発展に寄与することをもって目的とする。

## 第2章 名 称

第2条 本会は、全日本音楽教育研究会高等学校部会と称する。（略称 全日高音研）

## 第3章 事 業

第3条 本会は第1条に規定する目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 高等学校音楽教育に関する研究、調査。
2. 高等学校音楽教育に関する研究会、講習会、演奏会、鑑賞会などの開催。
3. 音楽教育に関する研究組織との交流。
4. 高等学校音楽教育に関する出版ならびに機関誌の発行。
5. 会員相互の親睦互助。
6. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業。

## 第4章 組 織

第4条 1. 本会は全日本音楽教育研究会の会則第6条に定める高等学校部会である。  
2. 本会は東京都に本部を置き、各都道府県に支部を置く。  
3. 本部に事務局ならびに研究局を置く。事務局ならびに研究局の規則は細則で定める。  
4. 本会の所在地は本会則第6条に定める会長の所属する学校のものとする。  
5. 本会の設立年月日は昭和44年11月7日とする。

## 第5章 会 員

第5条 1. 本会は、次の会員によって構成する。  
① 正会員 ② 特別会員 ③ 賛助会員  
2. 前項に規定する会員の資格は次のとおりとする。  
① 正会員は、全国の国立、公立、私立の高等学校において音楽教育に携わるもの。  
② 特別会員は、理事会で推薦された者。  
③ 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し常任理事会で入会を認められたもの。  
3. 前項の第2号、第3号に規定する会員の決定に関する必要な事項は細則で定める。  
4. 会員は、会費を納入しなければならない。会費の納入に関する必要な事項は細則で定める。

## 第6章 役 員

第6条 1. 本会に次の役員を置く。  
① 部会長 ④ 常任理事  
② 副部会長 ⑤ 理事  
③ 理事長及び副理事長 ⑥ 監事  
2. 前項に規定する役員の任期は2箇年とし、再任を妨げない。  
また、役員の任務は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 1. 役員は正会員の中から次の方法によって決定する。  
① 部会長は1名とし、理事会で選出し、総会の承認を得る。  
② 副部会長は、若干名とし、理事会で選出し、総会の承認を得る。  
③ 理事長及び副理事長は、理事会で選出し、総会の承認を得る。  
④ 常任理事は、理事の互選によって選出する。  
⑤ 理事は、各都道府県の正会員によりそれぞれ選出する。  
⑥ 監事は、定員を3名とし、理事会で選出し、総会の承認を得る。  
2. 前項の第4号、第5号に規定する役員の選出に関する必要な事項は細則で定める。

第8条 本会に顧問ならびに参加を置くことができる。  
顧問ならびに参加は、理事会で推薦し、部会長が委嘱する。

## 第7章 機 関

- 第9条 本会に次の機関を置く。
1. 総会
  2. 部会長（副部会長）
  3. 理事会
  4. 常任理事会
  5. 監査会
- 第10条
1. 総会は、本会の最高議決機関である。
  2. 総会は、本会の重要業務である次の事項に関する議案を議決する。
    - ① 理事会で審議した予算ならびに決算に関する事項。
    - ② 役員承認等に関する事項。
    - ③ 会則の改正に関する事項。
  3. 総会は、毎年1回開催する。
  4. 部会長の判断により、理事会における審議及び議決をもって総会の議決に代えることができる。
  5. 部会長は、常任理事会の要請によって臨時に総会を招集することができる。
- 第11条
1. 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは部会長の任務を代行する。
- 第12条
1. 理事会は、部会長、副部会長、ならびに理事で組織し、本会の業務に関する決定をする。
  2. 理事会は必要に応じて開催することとし、部会長がこれを招集する。
  3. 理事長は理事会の運営に当たる。
- 第13条
1. 常任理事会は、部会長、副部会長ならびに常任理事で組織し、本会の業務を執行する。
  2. 常任理事会は、必要に応じて開催することとし、部会長がこれを招集する。
  3. 緊急やむを得ない場合は、常任理事会の議決をもって理事会の議決に代えることができる。
- 第14条 監査会は、監事で組織し本会の経理を監査する。
- 第15条 顧問は部会長の諮問に応じ、参与は部会長の要請あるときは会務に参画して意見を述べ業務の指導にあたることができる。
- 第16条
1. 第9条に規定する機関のうち、第2項を除くすべての機関における会議の議決は、出席者の過半数によって成立する。
  2. 第9条に規定する機関の運営については、本章に定めるほか、必要な事項は細則で定める。

## 第8章 経 理

- 第17条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第18条 本会は、第3条に規定する各種事業に対し、その事業の経費を負担し、または経費の一部を助成する。
- 第19条 本会の予算決算は、常任理事会及び理事会の審議を経て、総会の承認を必要とする。
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

- 第1条 本会則の変更は、理事会で発議し総会の議決を要する。
- 第2条 本会に必要な細則は、理事会で定めることができる。
- 第3条 本会則は昭和48年4月1日より施行する。
- 第4条 本会則は昭和56年10月15日より施行する。
- 第5条 本会則は平成13年4月1日より施行する。
- 第6条 本会則は平成25年12月10日より施行する。
- 第7条 本会則は平成29年10月31日より施行する。
- 第8条 本会則は令和5年10月25日より施行する。

以上